

賃貸住宅の家賃補助を利用しませんか

妙高市では、妙高市外から転入し、民間の賃貸住宅等に入居される方に家賃補助を行っています。入居時の初期費用及び2年間の家賃補助を併せて、最大48万円が交付されます。

補助対象者

次の条件にすべて該当する必要があります。

- ①妙高市外から妙高市へ転入し、市内の補助対象住宅に居住する方
- ②交付申請時の年齢が40歳未満の方
- ③妙高市に住居登録をした日から6か月を経過していない方
- ④他の公的制度による家賃助成を受けていない方
- ⑤妙高市内の事業所に常用労働者(正社員)として就業した方(個人事業主を含む)
- ⑥事業所の人事異動などにより、将来、市外へ転出する見込みがない方

補助対象住宅

- ・民間賃貸住宅
 - ・民間一戸建て借家
- ※公営住宅、官舎、社宅、社員寮、雇用促進住宅などは対象外となります。

補助金額

①家賃額補助：最大36万円

月額家賃の1/3で限度額15,000円を交付決定の月から2年間 ※1,000円未満の単位は切捨
年3回の後払いとなります。(4～7月分、8～11月分、12～3月分)

②入居時の初期費用補助：最大12万円

契約時の礼金、家賃支払い保証料又は不動産取引手数料の総額の2/3で限度額120,000円

申請に必要な書類

- 交付申請書
 - 就労を証明できる書類
 - 転居前の納税証明書(非課税の場合は、課税証明書を添付してください。)
 - 暴力団員でない誓約書
 - 賃貸住宅の契約書
 - 初期費用(礼金、家賃支払い保証料、不動産取引手数料)にかかる領収書
- ※■の書類は市の様式(就労を証明できる書類については内定通知書などでも代用できます。)

補助金の返還

- 下記に該当する場合は、補助金を返還していただきます。
- ・交付決定日から2年以内の間に市外へ転出した場合：交付決定額の10/10を返還いただきます。
 - ・交付決定日から2年を超え4年以下の間に市外へ転出した場合：交付決定額の5/10を返還いただきます。

【問い合わせ】

妙高市 地域共生課 移住定住推進係
☎ 0255-74-0064 (直通)